

大阪市告示第1041号

大阪都市計画地区計画の決定の案を作成しようとするので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく大阪市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年大阪市条例第58号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の決定の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第3条の規定により同法第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の決定の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、大阪市長に意見書を提出することができる。

令和7年7月30日

大阪市長 横山英幸

1 地区計画の名称

萩之茶屋一丁目地区地区計画

2 地区計画の決定に係る土地の区域

大阪市西成区萩之茶屋一丁目地内

3 地区計画の決定の原案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年7月30日から令和7年8月13日まで

5 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

(2) 提出先

3に同じ

（計画調整局計画部都市計画課）